

第2章 飯塚市における緑の現況と課題

2-1 緑の現況

(1) 飯塚市の概況

① 位置

本市は、福岡県のほぼ中央に位置し、北は宮若市、直方市、小竹町、東は田川市、福智町、糸田町、南は嘉麻市、桂川町、筑前町、西は筑紫野市、宇美町、須恵町、篠栗町に境を接しており、政令指定都市である福岡市、北九州市とはそれぞれ20～30 kmの距離にあります。

また、南北をJR筑豊本線と国道200号、211号が縦断し、東西を国道201号が横断しており、その全てが市街地において交差する交通の要衝となっています。

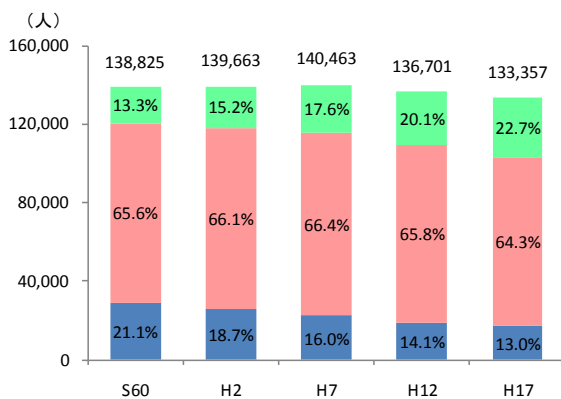


図 飯塚市の位置

② 人口

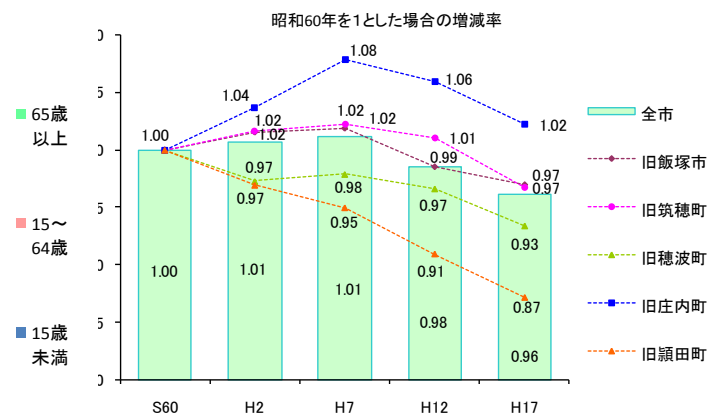
本市の人口は、平成7年までは増加傾向にありましたが、平成12年からは減少に転じ、平成17年では133,357人となっています。平成17年の年齢構成別に見ると、15歳未満人口13.0%、15～64歳人口64.3%、65歳以上人口22.7%となっています。

20年前（昭和60年）と比べると、15歳未満人口割合の減少、65歳以上人口割合の増加に見られるように、少子高齢化が進行しています。また地域別に見ると、旧庄内町は1.02で横ばいですが、旧飯塚市・旧筑穂町の0.97、旧穂波町の0.93となっており、旧穎田町においては0.87とかなり人口の減少が見られます。



(資料:国勢調査)

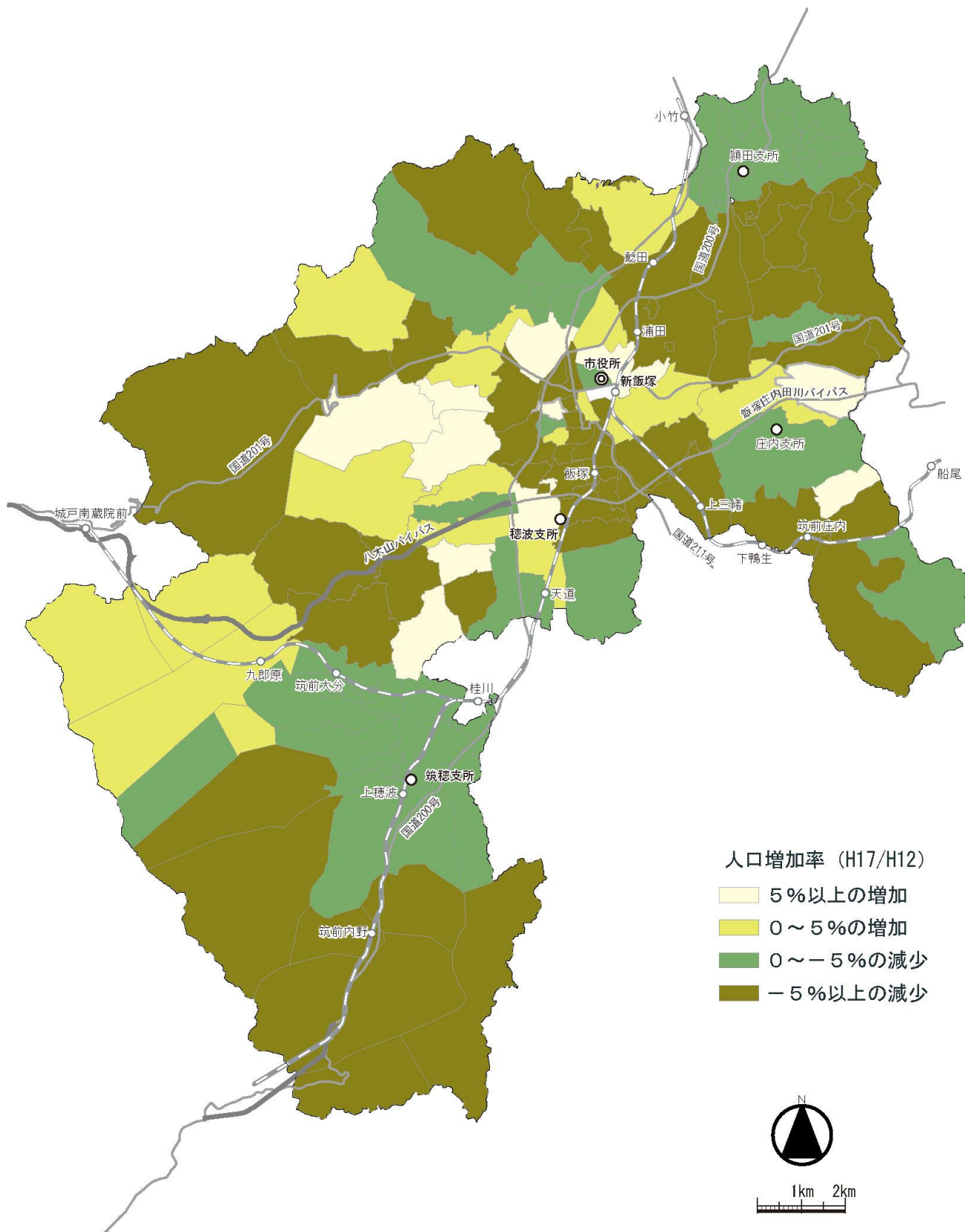
図 人口の動向



(資料:国勢調査)

図 地域別人口の動向

図 地区別人口増減



(資料: 国勢調査)

第2章

③ 産業構造

平成 17 年の就業者数は 58,169 人であり、平成 7 年以降減少傾向にあります。

就業人口の構成では、第 1 次・第 2 次産業は減少する一方、第 3 次産業は増加傾向にあり、全体の 7 割以上を占めています。

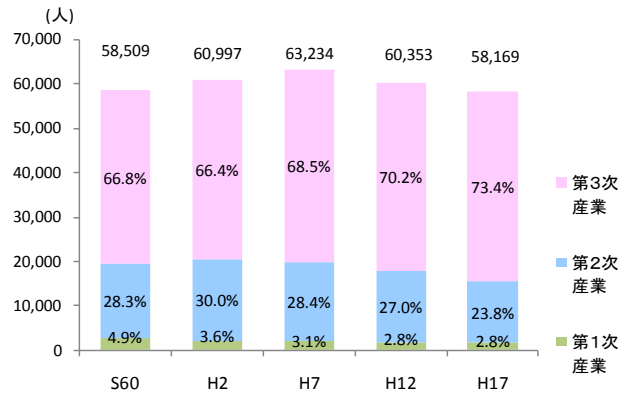


図 就業人口の動向
(資料: 国勢調査)

④ 土地利用

本市の総面積 21,413ha のうち、森林が市域全体の約 5 割を占めており、農用地や水面等も含めると、約 65%が自然的土地利用となっています。都市的土地利用は約 35%で、道路、住宅地、工業用地、その他宅地、その他で構成されています。

近年では、国道 200 号等の幹線道路沿道や用途地域指定区域の境界付近において商業施設や集合住宅等の開発が多くなっており、農地から宅地等への土地利用転換が進行しています。

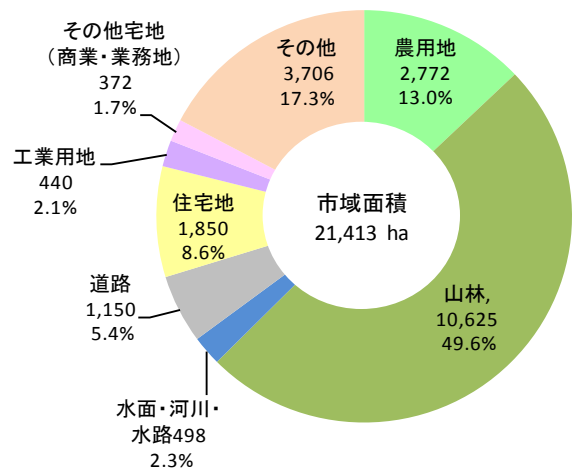
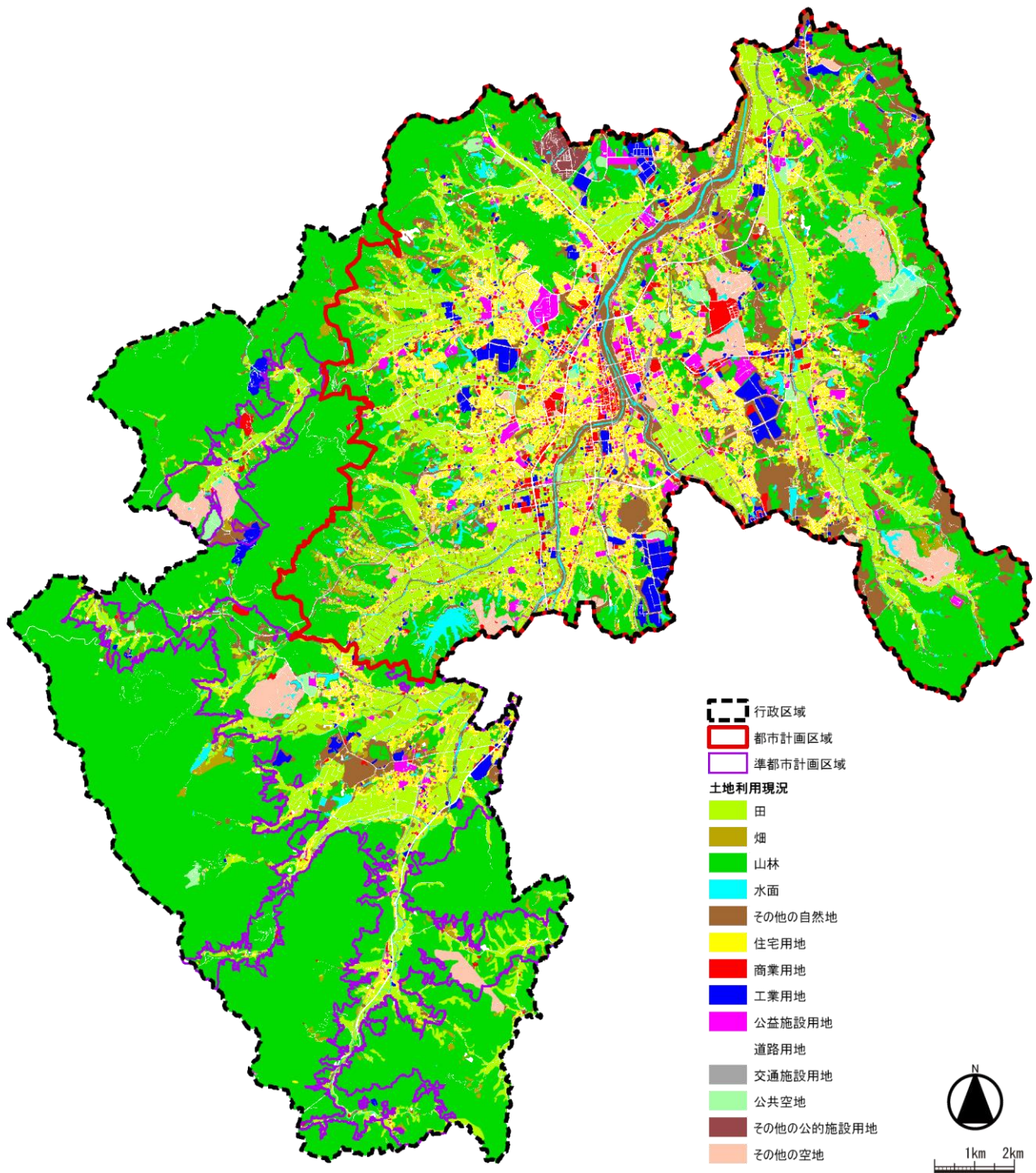


図 土地利用区分別面積比

図 土地利用現況図

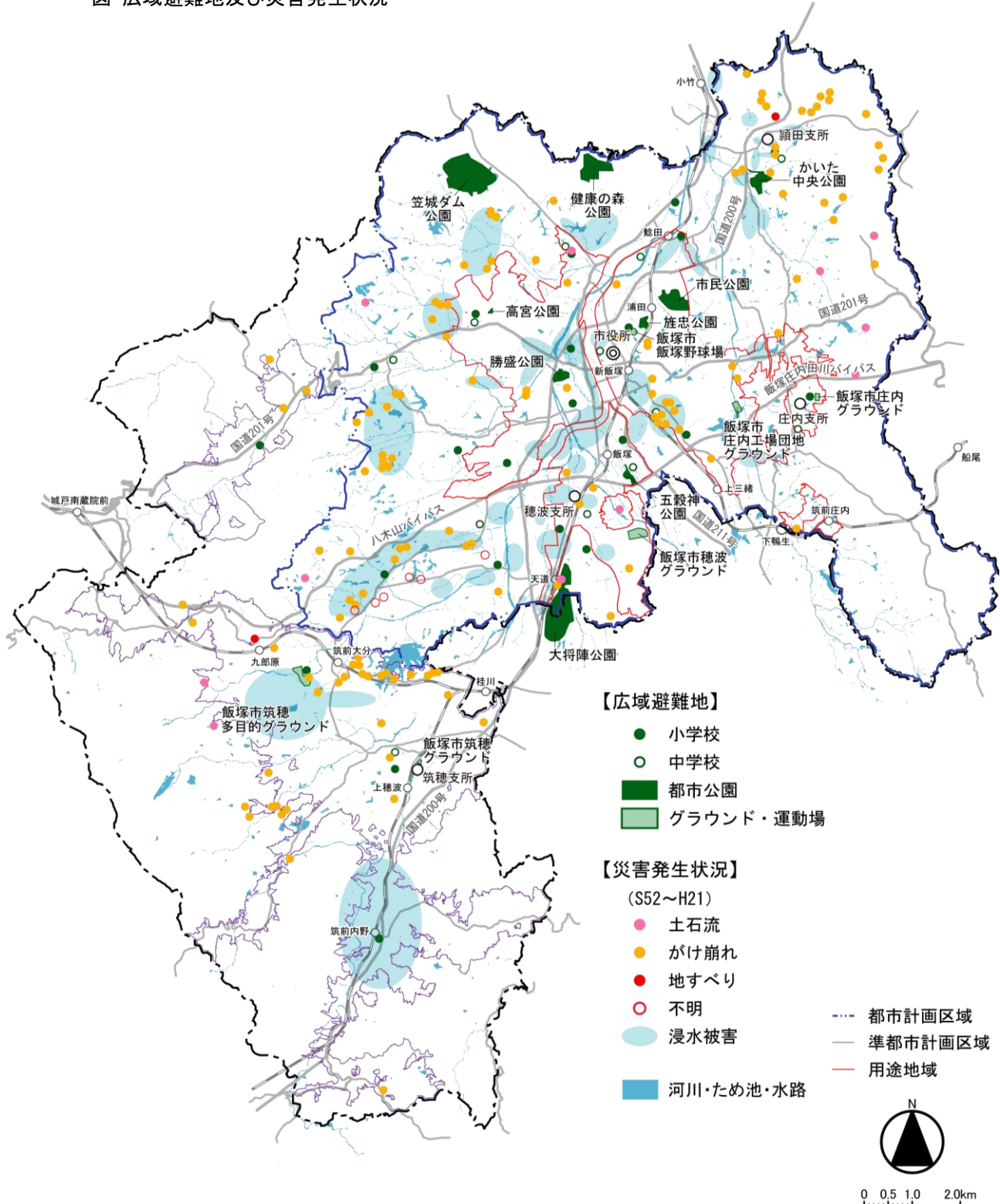


(資料：国土地理院数値地図)

⑤ 災害

飯塚市地域防災計画では、地震等に伴う市街地火災から避難者の生命、身体を保護する役割を有する「広域避難地」として、小中学校及び大規模公園・広場等の49箇所が指定されています。その他に、風水害に対応して、市内の公共施設が避難所として指定されています。

図 広域避難地及び災害発生状況



⑥ 文化財

本市は、国指定史跡の「大分廃寺塔跡」をはじめ 17 箇所には史跡・天然記念物が指定されています。

なかでも、歴史公園として整備されている「川島古墳(0.40ha)」「小正西古墳(0.42ha)」や「城ノ腰ため池のオニバス(0.80ha)」は、市街地内の貴重な緑地となっています。

表 史跡・天然記念物一覧(H20.4.1 現在)

| 名 称 | 指定区分 | 所 在 |
|-----------------|----------|---------------------|
| 大分廃寺塔跡 | 国指定史跡 | 大分 718 |
| 鹿毛馬神籠石 | 国指定史跡 | 鹿毛馬 |
| 川島古墳 | 県指定史跡 | 川島 407-2 他(川島古墳公園) |
| 小正西古墳 | 県指定史跡 | 小正 780-2 他(小正西古墳公園) |
| 立岩・堀田甕棺遺跡 | 市指定史跡 | 立岩 1760-15 |
| 川津古墳 | 市指定史跡 | 川津 652-12 |
| 川島古墳群 | 市指定史跡 | 川島 407-2 他(川島古墳公園) |
| 元吉の殿墓 | 市指定史跡 | 庄内元吉 101-1 |
| 国境石 3基 附 国境石 2基 | 市指定史跡 | 鹿毛馬 |
| 鎮西村のカツラ | 国指定天然記念物 | 建花寺 1580-1 |
| 明星寺のボダイジュ | 県指定天然記念物 | 明星寺 826 |
| 内野の大イチヨウ | 県指定天然記念物 | 内野 3367 |
| 大分八幡宮の大樟 | 県指定天然記念物 | 大分 1272(大分八幡宮) |
| 大分八幡宮の銀杏 | 市指定天然記念物 | 大分 1272(大分八幡宮) |
| 大分八幡宮の大楠群 | 市指定天然記念物 | 大分 1272(大分八幡宮) |
| 城ノ腰ため池のオニバス | 市指定天然記念物 | 幸袋城ノ腰ため池 |
| 菰池のヒメコウホネ | 市指定天然記念物 | 大門 61 |

⑦ 都市計画指定状況

本市では、都市計画区域が市域面積の約 56%、準都市計画区域が市域面積の約 16%、用途地域が市域面積の約 13%に指定されています。

また、地区計画は9箇所指定されていますが、建築協定・緑地協定等の指定はありません。

表 都市計画の適用一覧(H20.4.1 現在)

| | 面 積(ha) | 市域に占める割合(%) |
|------------|----------|-------------|
| 都市計画区域 | 11,935.0 | 55.74 |
| 準都市計画区域 | 3,484.0 | 16.27 |
| 用途地域 | 2,688.7 | 12.56 |
| 風致地区(高宮地区) | 2.2 | 0.01 |
| 地区計画 | 220.8 | 1.03 |
| 中地区 | 23.3 | — |
| 九州工業大学地区 | 49.6 | — |
| 研究開発地区 | 8.7 | — |
| 相田地区 | 23.4 | — |
| 上三緒地区 | 74.3 | — |
| 伊岐須地区 | 4.0 | — |
| 有安地区 | 13.9 | — |
| 有井地区 | 5.9 | — |
| 持田地区 | 17.7 | — |

(2) 緑の現況

① 緑地の現況

平成 20 年 3 月末現在の緑の量（街路樹、住宅地の生垣等を除く）は、14,755.7ha で、市域の約 69%を占めています。

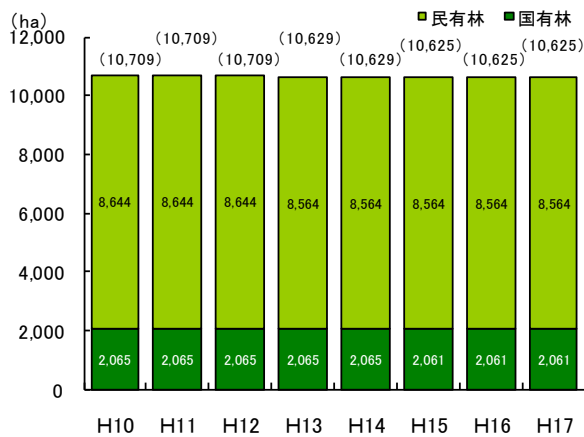
本市における緑の構成は、農用地（18.8%）と山林（72.0%）が緑の約 9 割を占めているほか、河川・ため池・水路（3.4%）、都市公園等の施設緑地（1.7%）、ゴルフ場（4.1%）となっています。

本市の緑地の大部分を占める農用地と山林は、平成 10 年から平成 17 年の 7 年間で、山林が 84ha、農用地が 113ha 減少しています。

表 緑の面積と構成

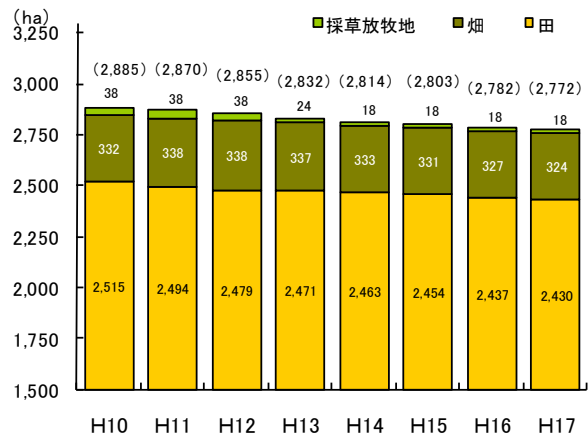
| 区 分 | | 面積 (ha) | 構成 (%) |
|----------------|------|----------|--------|
| 農用地(田・畑・採草放牧地) | | 2,772.0 | 18.8 |
| 山林 | | 10,625.0 | 72.0 |
| 河川・ため池・水路 | | 498.0 | 3.4 |
| オープン施設 緑地 | 施設緑地 | 251.6 | 1.7 |
| | ゴルフ場 | 609.1 | 4.1 |
| 合計 | | 14,755.7 | 100.0 |

図 山林の推移



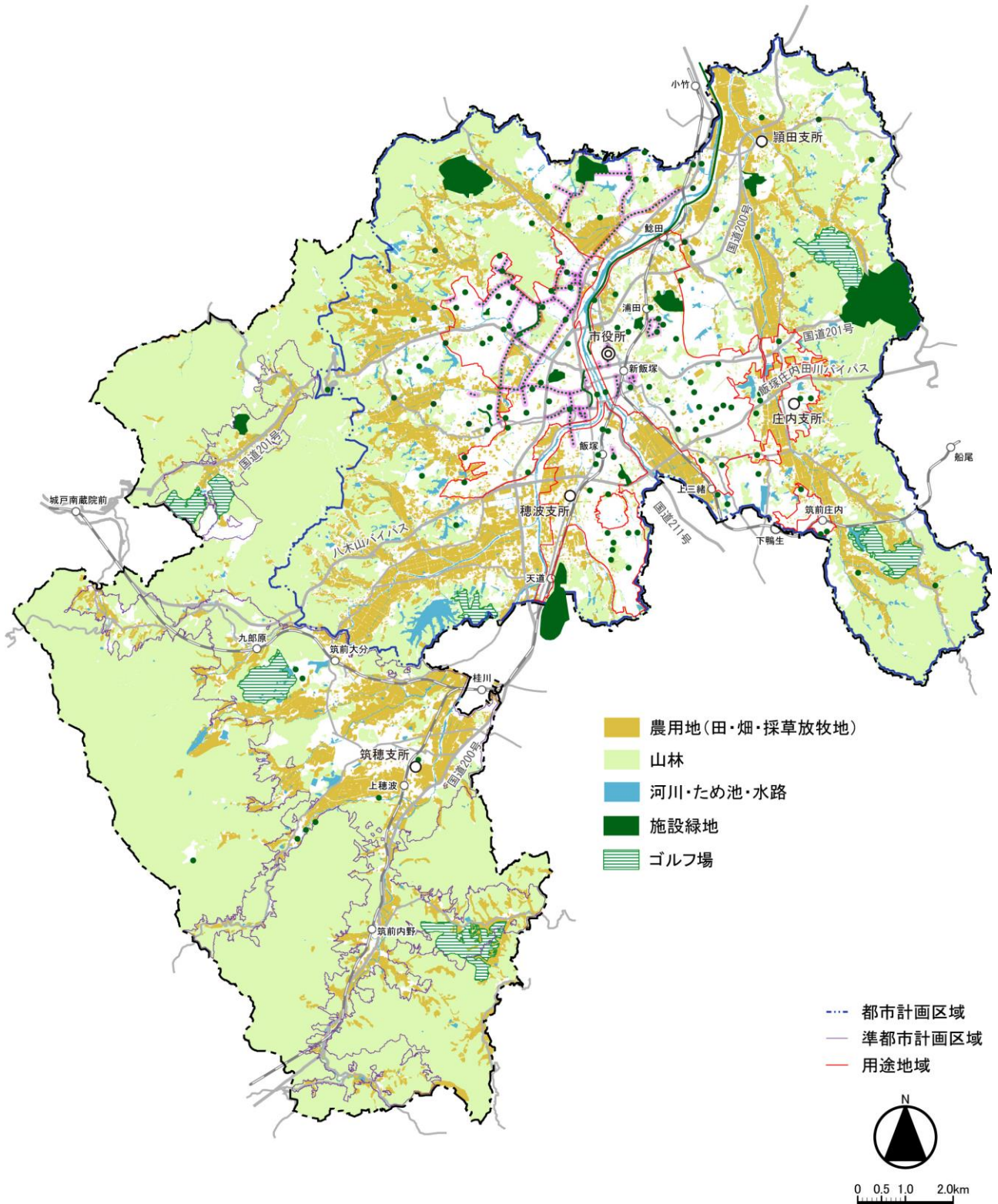
()は、山林全体の面積

図 農用地の推移



()は、農用地全体の面積

図 緑地の分布状況



第2章

② 施設緑地の現況

本市の都市公園は、61箇所（169.08ha）が整備されています。

都市公園の都市計画区域人口1人あたり整備量は、13.8㎡/人*であり、これは、福岡県平均の8.9㎡/人を大きく上回っています。

各公園の整備状況では、街区公園10箇所（2.73ha）、近隣公園3箇所（4.32ha）が未整備となっておりますが、地区公園以上の公園は、整備済みまたは一部開設済みです。

さらに、都市公園以外で公園緑地に準ずる機能を持つ公共施設緑地が91箇所（78.69ha）、民間施設緑地が2箇所（3.85ha）整備されています。

徒歩圏内に居住する住民の日常的な利用を目的とする住区基幹公園（街区公園、近隣公園、地区公園）の大部分は、飯塚地区・穂波地区の用途地域内及び用途地域周辺の住宅団地付近に配置されています。

既存公園の改善として、市内外から多くの人を訪れる勝盛公園では、池の浄化とともに、遊具がリニューアルされましたが、多くの都市公園では遊具、休憩施設の老朽化が進んでいます。また、街区内の身近な公園の中には、地元で管理してもらっている公園もありますが、生い茂った雑草等により、利用しづらくなっている公園もあります。

表 都市公園の整備状況(H20.4.1 現在)

| 種別 | 箇所数(箇所) | | 整備面積(ha) | | 整備率(%) |
|-------|----------------|-----|----------|-------|--------|
| | 整備済 (一部開設済) | 未整備 | 整備済 | 未整備 | |
| 街区公園 | 41 | 10 | 12.00 | 2.73 | 81.5 |
| 近隣公園 | 2 | 3 | 4.20 | 4.32 | 49.3 |
| 地区公園 | 2 | — | 12.10 | — | 100.0 |
| 総合公園 | 3 | — | 55.86 | 30.70 | 64.5 |
| 運動公園 | 2 | — | 30.70 | — | 100.0 |
| 歴史公園 | 2 | — | 0.82 | — | 100.0 |
| 墓園 | 1 | — | 6.50 | 3.80 | 63.1 |
| 広域公園※ | 1 | — | 44.29 | 6.71 | 86.8 |
| 都市緑地 | 5 | — | 1.41 | — | 100.0 |
| 緑道 | 2 | — | 1.20 | — | 100.0 |
| 小計 | 61 | 13 | 169.08 | 48.26 | 77.8 |

※広域公園（筑豊緑地）は、平成22年4月1日現在で51.0ha整備完了済み。

※都市公園の1人あたり整備面積＝整備面積（H20）÷都市計画区域人口（H17）

表 未整備の街区公園・近隣公園(H20.4.1 現在)

| 種別 | 名称 |
|------|-------|
| 街区公園 | 畝割公園 |
| | 伏原公園 |
| | 立岩公園 |
| | 春ヶ丘公園 |
| | 立石公園 |
| | 稲荷公園 |
| | 片島公園 |
| | 門出公園 |
| | 立石北公園 |
| | 忠隈公園 |
| 近隣公園 | 鯨田公園 |
| | 東菰田公園 |
| | 西菰田公園 |

表 施設緑地の整備状況(H20.4.1 現在)

| 種類 | 種別 | 箇所数(箇所) | 整備面積(ha) |
|--------|------------|---------|----------|
| 都市公園 | — | 61 | 169.08 |
| 公共施設緑地 | 児童遊園 | 36 | 4.84 |
| | 開発遊園 | 15 | 2.49 |
| | その他の遊公園 | 26 | 39.79 |
| | 運動場等 | 12 | 18.30 |
| | キャンプ場等 | 1 | 10.77 |
| | 自転車歩行者専用道路 | 1 | 2.50 |
| | 小計 | | 91 |
| 民間施設緑地 | 民間レク施設 | 1 | 3.30 |
| | 開発遊園 | 1 | 0.55 |
| 合計 | | 154 | 251.62 |

※公共施設緑地の児童遊園、開発遊園、その他の遊公園及び民間施設緑地は、0.1ha以上を対象。

主な施設緑地の状況



▲街区公園(有安緑地公園)



▲近隣公園(五穀神公園)



▲地区公園(勝盛公園)



▲総合公園(大将陣公園)



▲運動公園(かいた中央公園)



▲歴史公園(小正西古墳公園)



▲墓園(飯塚霊園)



▲広域公園(筑豊緑地)



▲都市緑地(柏の森緑地)



▲緑道(川津緑道)



▲児童遊園(福門児童遊園)



▲その他の遊公園(長尾ふれあい公園)



▲運動場(飯塚市筑穂多目的グラウンド)

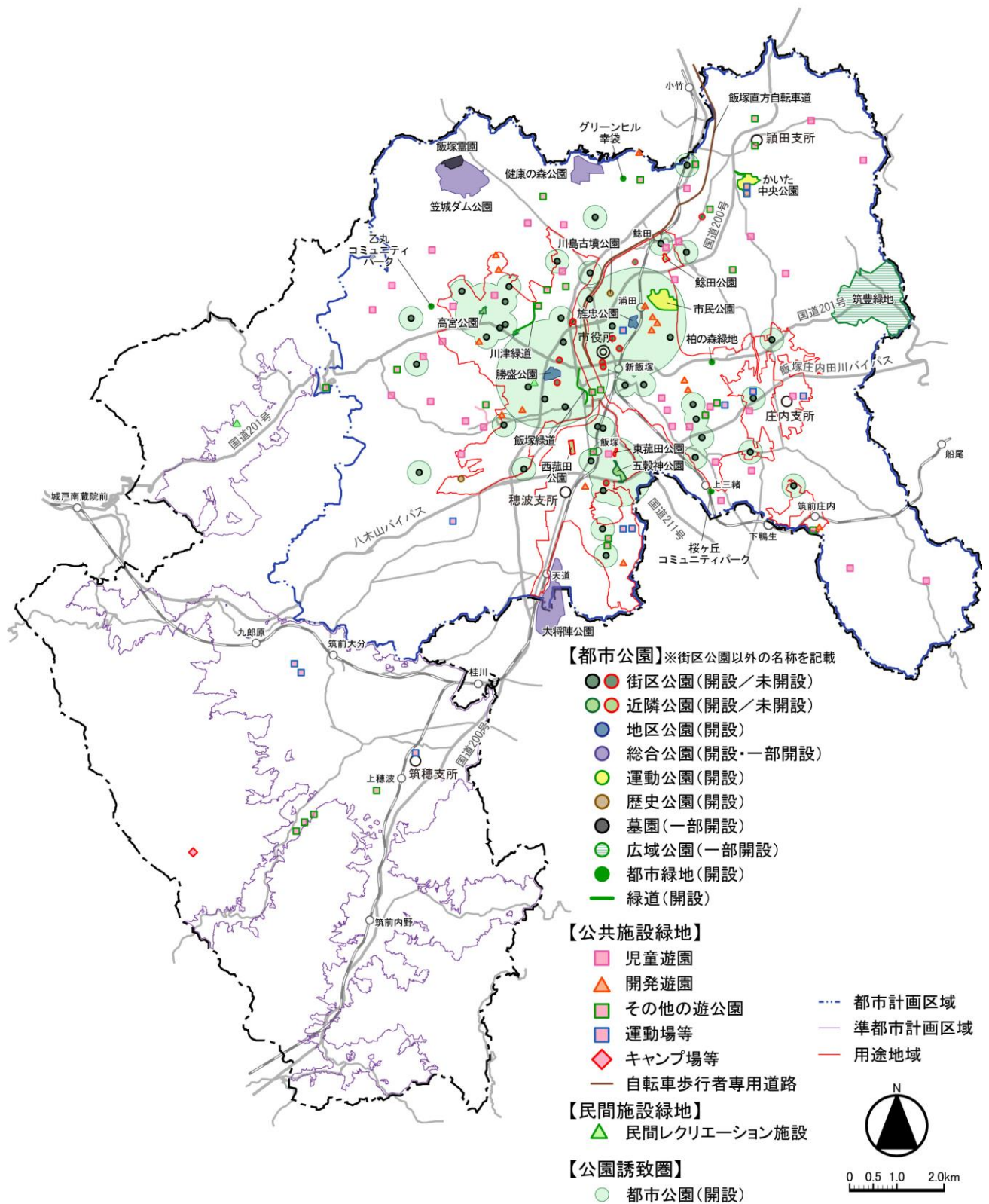


▲キャンプ場(サンビレッジ茜)



▲開発遊園(津原団地内公園)

図 施設緑地の分布図



注) 公園誘致圏
 ※住区基幹公園の誘致圏は下記のとおり
 街区公園は、半径 250m、近隣公園は、半径 500m、地区公園は、半径 1 km

③ 地域制緑地の現況

本市には、緑地等の無秩序な開発を規制するため、都市計画法や自然公園法等に基づく多様な制度が適用されています。

市街地内では、都市の自然景観を維持するための風致地区が1箇所（高宮地区）、文化財保護法に基づく史跡や天然記念物が3箇所指定され、今後とも長期にわたって農業上の利用を確保すべき農用地区域が農地の大部分に適用されています。

また、山林の一部には、自然の風景地の中で特に優れた地域を保護し、秩序ある利用を通して国民の保健、休養、教育に役立てるための自然公園として太宰府県立自然公園、それぞれの目的に沿った森林の機能を確保するための保安林や地域森林計画対象民有林が指定されています。

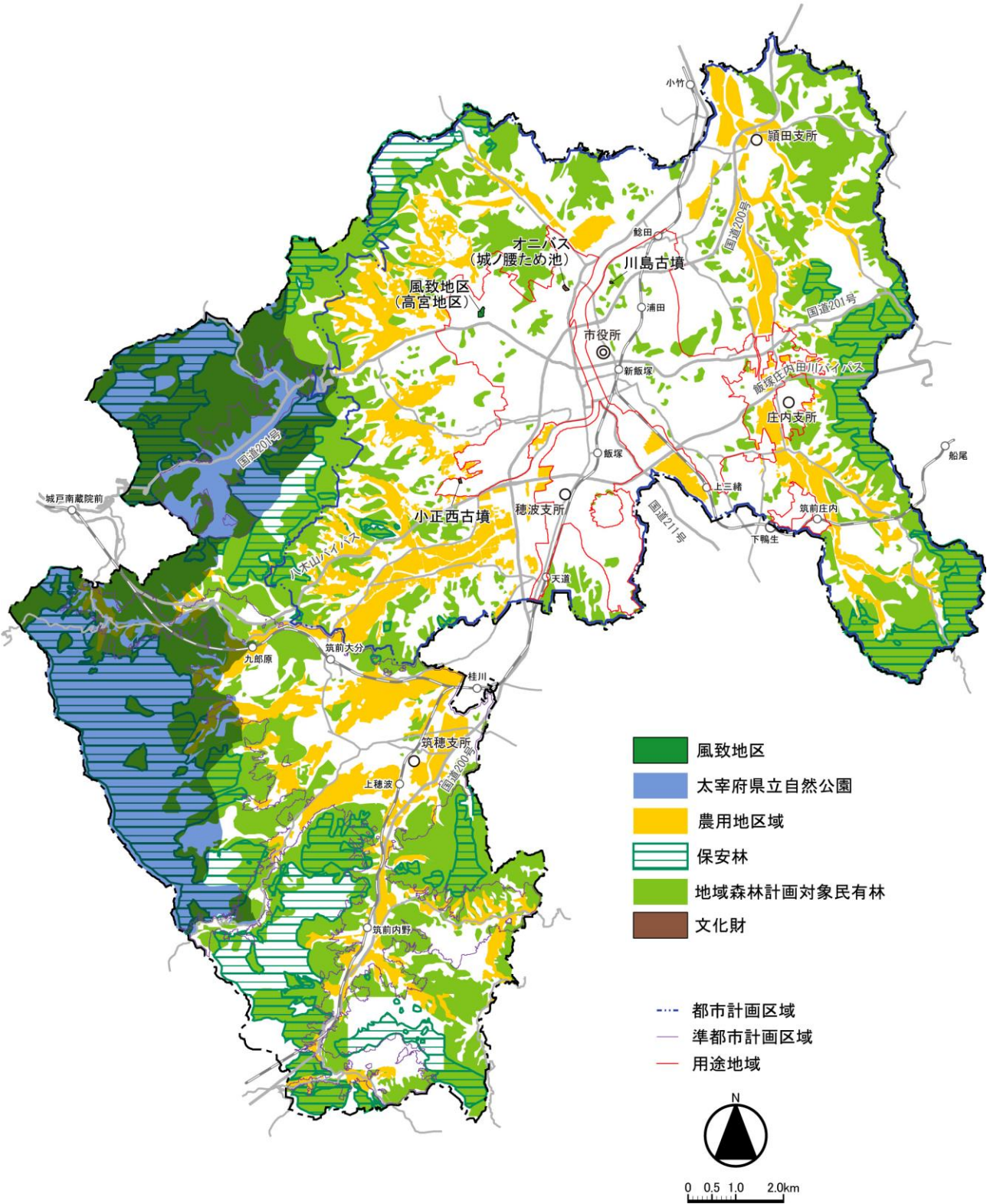
表 本市の地域制緑地

| 区 分 | | 面 積 (ha) |
|-----------|-------------|-------------|
| 都市公園法 | 高宮風致地区 | 2.2 |
| 自然公園法 | 太宰府県立自然公園 | 3,856.0 |
| 農業振興地域整備法 | 農用地区域 | 2,675.3 |
| 森林法 | 保安林 | 4,283.5 |
| | 地域森林計画対象民有林 | 8,414.0 |
| 文化財保護法 | 川島古墳 | 0.4 |
| | 小正西古墳 | 0.4 |
| | 城ノ腰ため池のオニバス | 0.8 |
| 合 計 | | 19,232.6 |

※太宰府県立自然公園及び農用地区域、保安林の面積は、図上計測による。文化財保護法適用箇所は、緑地としてある程度の面積を有するもののみを抜粋。

(資料：平成18年度都市計画基礎調査)

図 地域制緑地の分布図



第2章

④ 地区の緑

〔住宅地・集落地の緑〕

住宅地や複合住宅地の多くでは、敷地面積が狭く植栽スペースが少ないため、緑が少ない状況です。しかし、近年、民間開発された住宅団地では、団地内の協定により、外構まわりに豊かな生垣を持つ団地もあります。中心市街地内の民間分譲マンションでも、玄関回りの緑化が行われているものも出てきました。

集落地では、周辺の里山と一体となって、豊かな生垣を持つ民家が連なる地区が見られます。



▲戸建て住宅団地の生垣



▲分譲マンション入口の緑化



▲集落地の生垣

〔商業地の緑〕

駅前や遠賀川中の島、イイツカコスモスコモン等、人々が多く集まる拠点施設では、飯塚市花いっぱい推進協議会による植栽や芝による緑化がされています。中心市街地内や郊外の沿道商業地では、道路幅員も狭いため、街路樹の緑が少ない所もあります。



▲中の島



▲イイツカコスモスコモンの緑化



▲飯塚緑道

〔工業地の緑〕

工業団地では、周辺の法面への緑化や団地整備に伴う開発遊園が整備されています。また、平成21年3月に完成した鯉田工業団地では、水面や周辺の緑が十分確保された工業団地となっています。



▲庄内工業団地



▲開発遊園(松尾工業団地)



▲鯉田工業団地

(3) 市民活動の状況

本市では、緑や水に関する主な市民活動として、下記のような遠賀川・穂波川の環境美化や、花いっぱい運動による地域の緑化活動が積極的に行われています。

| 活動団体 | 活動の目的 | 主な活動 |
|-----------------------|--|--|
| ① I LOVE 遠賀川 実行委員会 | 近年、産業廃棄物や不法投棄による水質汚染、生活雑排水等による水質汚染、河川へのゴミの不法投棄、森林の荒廃等により大きく変貌した遠賀川を「自分たちの手で自分たちの命の水・遠賀川を守ろう!」という目的で発足。 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和 63 年 4 月実行委員会形成 同年 10 月、第 1 回 I LOVE 遠賀川を実施 〔 徳前大橋～飯塚大橋までの約 3 kmの清掃活動とイベントを開催。約 1,000 人参加 〕 以後、毎年 10 月の第 2 日曜日に開催 今日では、2,500 人が参加 この運動は、遠賀川流域に広がり各地で実施されている |
| ② きらら会 | かつて、上・中流付近はホテルの名所であった建花寺川をきれいにし、もう一度、ホテルが舞う川にしたいとの願いから、二瀬地区の住民と二瀬中学校、行政が協働して様々な活動を実施。 | <ul style="list-style-type: none"> 年 2 回の清掃活動 水質調査 ホテルの勉強会 福岡県飯塚県土整備事務所と建花寺川改修について意見交換会及び懇談会 二瀬中学校生徒の手づくりによる看板設置 二瀬中学校正門前の土手に桜の苗木 35 本を植樹 |
| ③ 飯塚川づきあい 交流会 | 各市民団体及び遠賀川流域住民が集い、川についての意見交換を行うことで、人と情報の交流、流域住民の意識向上、住民参加型の川づくりを目指して開催。 | <ul style="list-style-type: none"> 平成 9 年 9 月 1 日に発足 会員数：5 団体、20 人 毎月 1 回の交流会による意見交換が活動のベース 〔 将来の遠賀川のあり方を主テーマに、川づくりに関する様々な発言や議論、現地視察等 〕 遠賀川に関係する各種イベントへの積極的な参加 |
| ④ 穂波ボランティア 等連絡協議会 | 現在、世界問題である環境問題について将来のことを考え、身近な所からできる取組みとして、河川清掃に取り組んでおり、それを行うことで、環境問題のいろいろな啓発活動につながることを目的とする。 | <ul style="list-style-type: none"> 20 団体、400 人以上の人々から構成 美しく住みよい地域をつくる運動のひとつとして、「We Love 穂波川」という穂波川河川清掃活動を実施 |
| ⑤ 飯塚市花いっぱい 推進協議会 | 飯塚市内における社会を明るくする運動の一助（いちじょ）として、花いっぱい運動の自主的な諸活動を推進し、もって地域社会の健全な発展を目指して活動。 | <ul style="list-style-type: none"> 昭和 43 年 3 月 11 日に発足 会員数：151 団体 遠賀川中の島花壇での花の植栽活動やイイツカコスモスコモン、歴史資料館等にボランティア会員が作成した花のコンテナを設置 ハンギングバスケット・フラワーポットを筑前いいづか雛のまつりや飯塚国際車いすテニス大会の会場に展示 平恒・枝国の沿道花壇や公民館等での花の植栽、水やり等の維持管理 公共公益施設の緑化 |

資料：遠賀川河川事務所及び飯塚市ホームページより

(4) 緑に関する市民意向

① 市民意識調査

平成 19 年度に実施された「市民意識調査」の結果より、公園・広場等に関する市民意向を抜粋して整理しました。

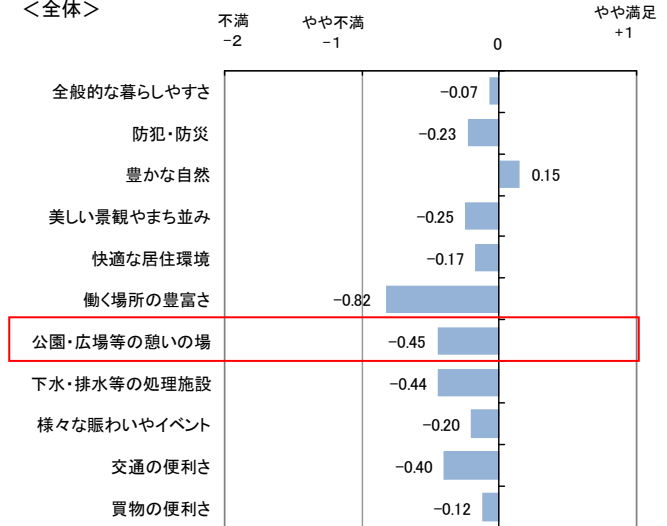
● 全市的な暮らしやすさの満足度 (1つずつ選んで回答)

- 『豊かな自然』に対する満足度が若干高い。一方、『働く場の豊富さ』に対する満足度が特に低く、次いで『公園・広場等の憩いの場』、『下水・排水等の処理施設』、『交通の便利さ』の順で満足度が低い。

(グラフの数値)

- ・ 不満：-2、やや不満：-1、やや満足：+1、満足：+2 の得点を各項目回答者に乗じ、各項目の回答者総数で除した値。その項目の全体の満足度を数値化した指標。

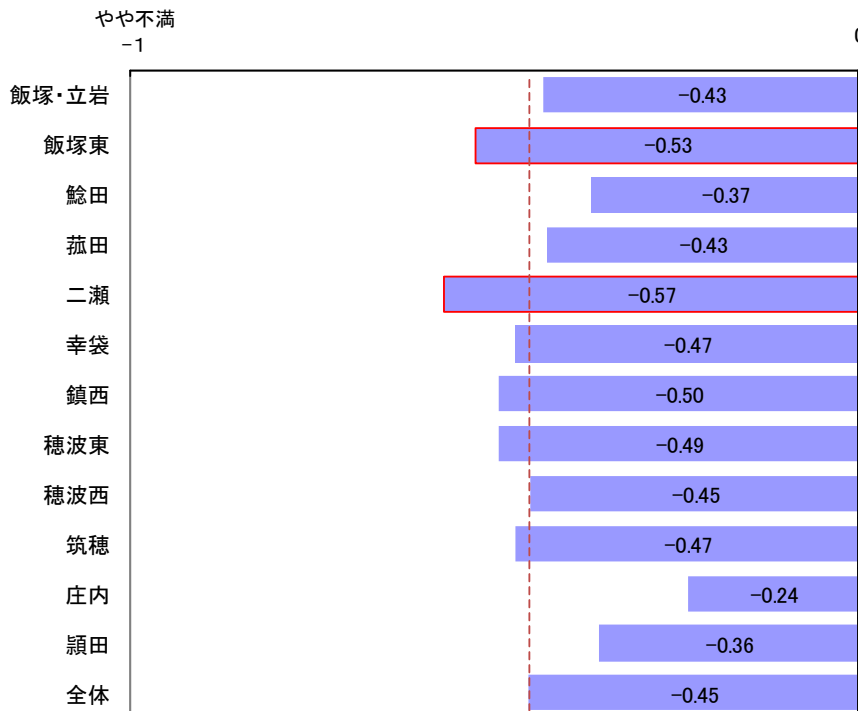
<全体>



【公園・広場に関する満足度 (地区別)】

- 地区別に見ると、特に、二瀬、飯塚東で満足度が低い。

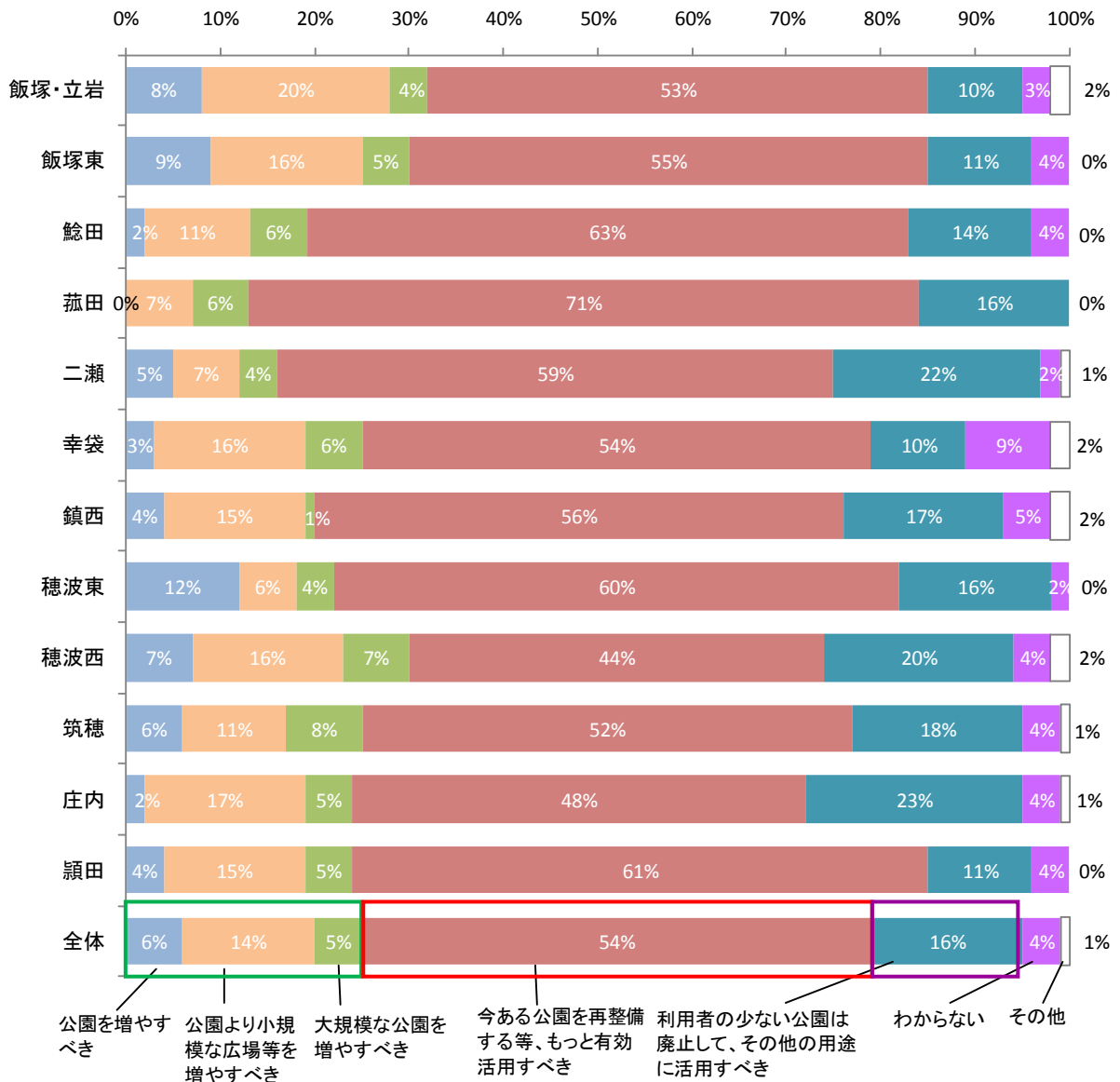
公園・広場等の憩いの場に対する満足度(地区別)



●公園や広場の整備について（1つだけ選んで回答）

- 本市の公園や広場の整備について聞いたところ、「今ある公園を再整備する等、もっと有効活用すべき」といった有効活用の意向が54%で最も多い。次いで、「公園を増やすべき」、「小規模な広場等を増やすべき」、「大規模な公園を増やすべき」といった拡大の意向が25%、「利用者の少ない公園は廃止して、その他の用途に活用すべき」といった用途転換の意向が16%の順となっている。

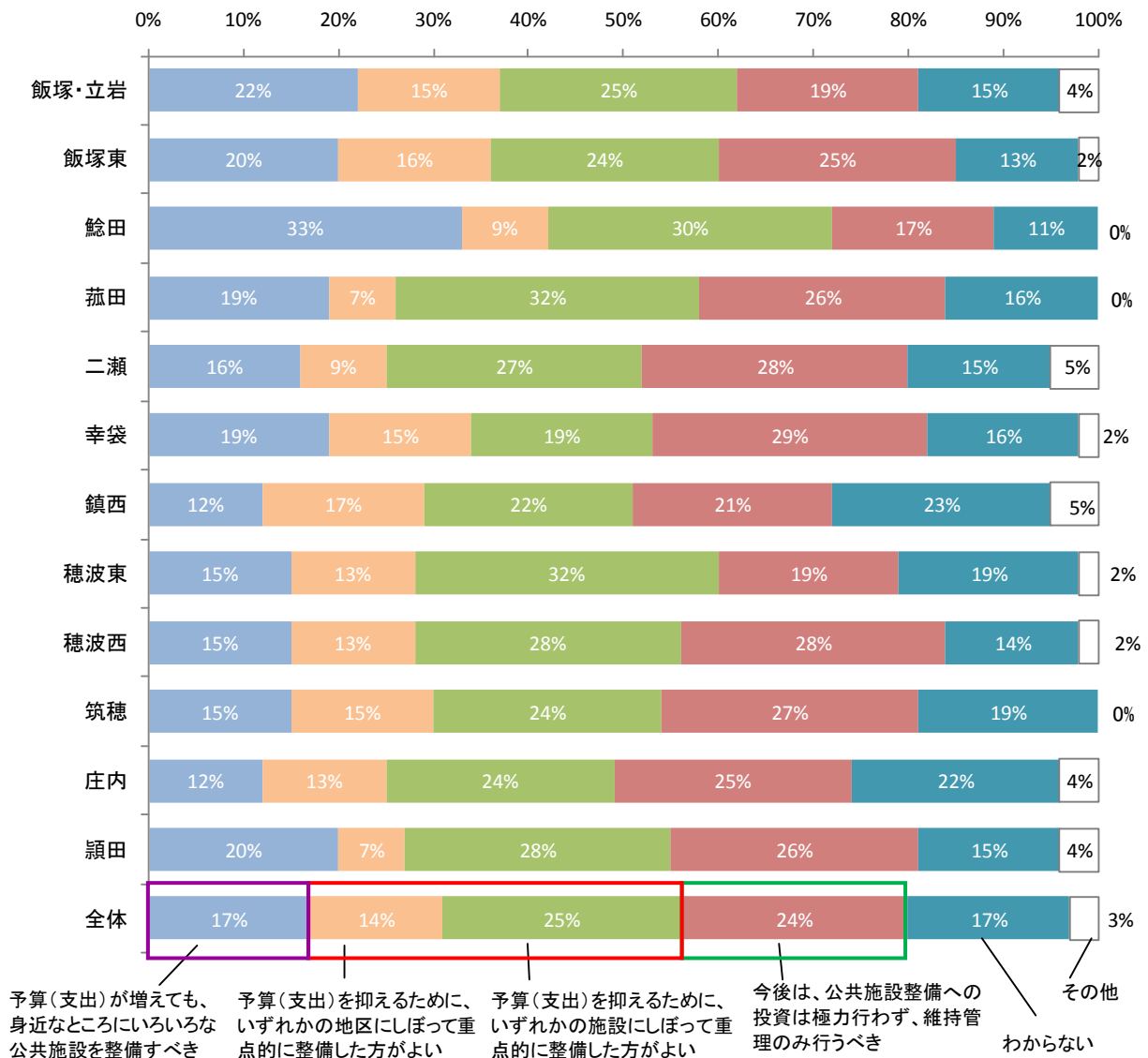
公園や広場の整備について（居住地別）



● 公共的な施設（道路、公園及び下水道等）の整備について（1つだけ選んで回答）

- 本市の公共的な施設（道路、公園及び下水道等）の整備について聞いたところ、「いずれかの地区にしぼって重点的に整備したほうがよい」、「いずれかの施設にしぼって重点的に整備したほうがよい」といった地区・施設をしぼった重点的整備への意向が39%で最も多い。次いで「今後は、公共施設整備への投資は極力行わず、維持管理のみ行うべき」といった既存施設の維持管理に対する意向が24%、「予算（支出）が増えても身近なところにあるいろいろな公共施設を整備すべき」という新規整備に対する意向が17%の順となっている。

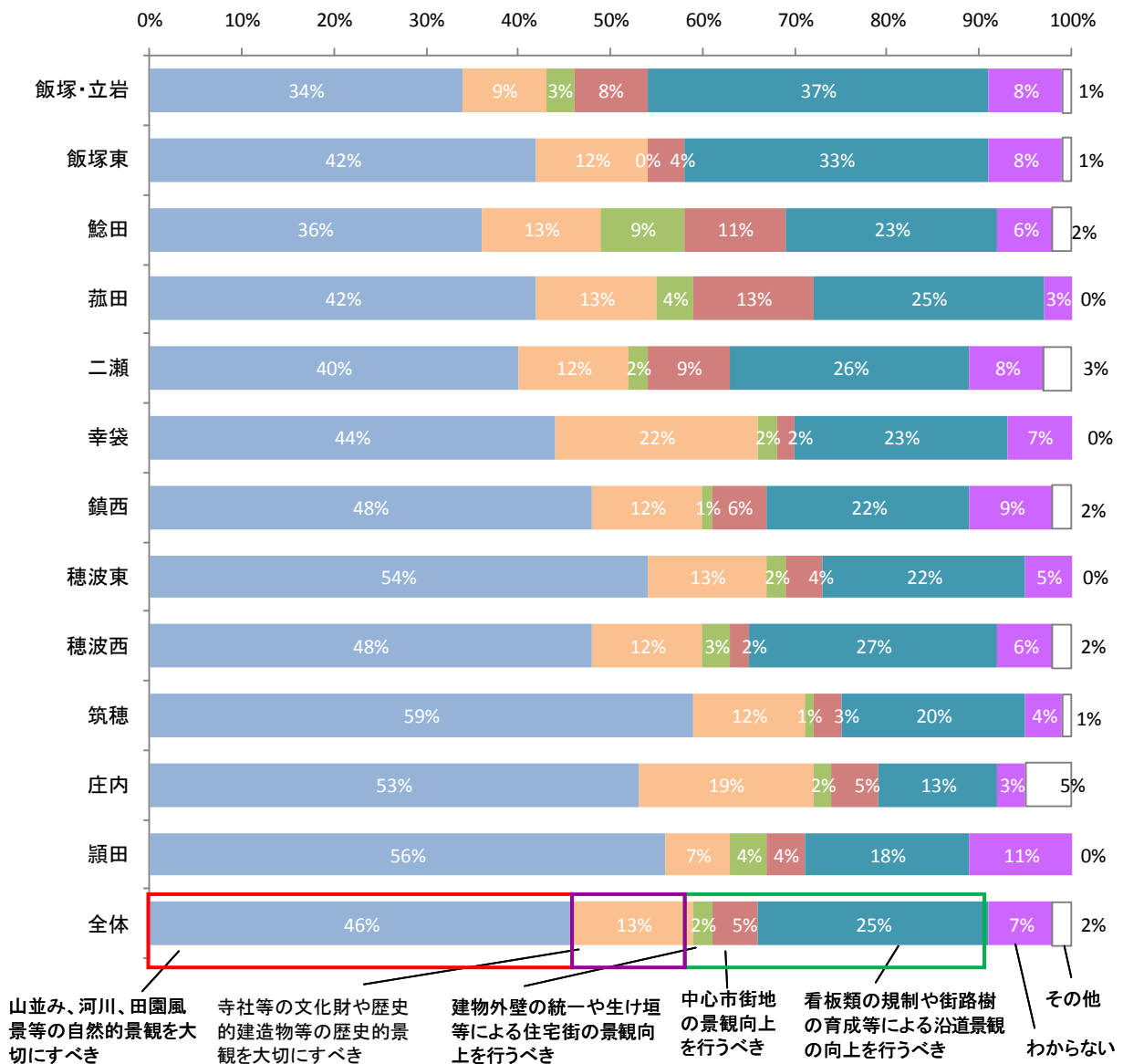
公共的な施設（道路、公園及び下水道等）の整備について（居住地別）



● 景観形成・保全について（1つだけ選んで回答）

- 本市の景観形成・保全について聞いたところ、全体では、「山並み、河川、田園景観等の自然景観を大切にすべき」との意見が46%で最も多い。次いで、「住宅街の景観向上を行うべき」、「中心市街地の景観向上を行うべき」、「沿道景観の向上を行うべき」といった市街地景観の向上が32%、「歴史的景観を大切にすべき」が13%の順となっている。

景観形成・保全について(居住地別)



●地域活動の参加経験・今後の参加意向（1つずつ選んで回答）

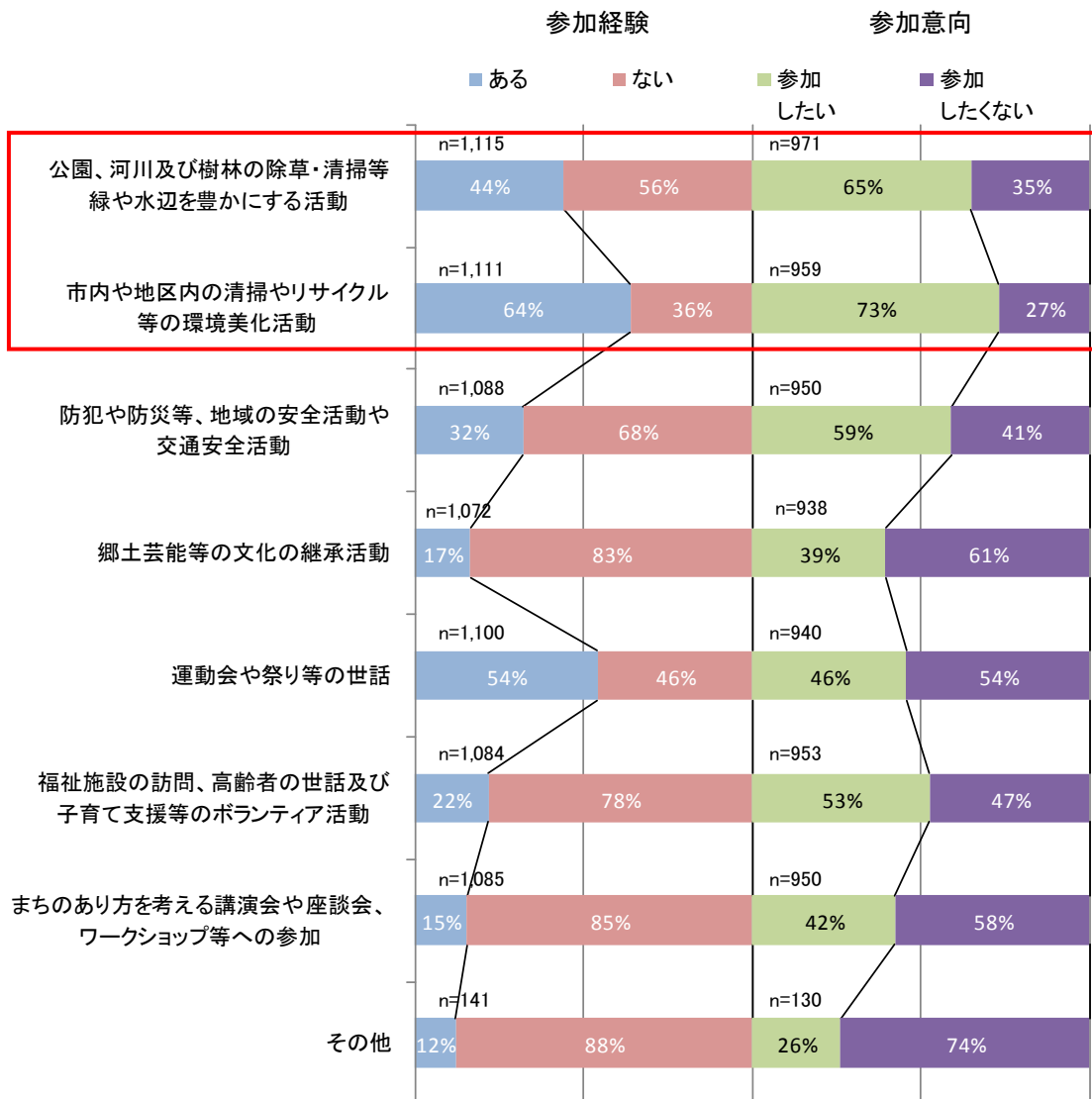
【公園、河川及び樹林の除草・清掃等緑や水辺を豊かにする活動】

- 緑や水辺を豊かにする活動では、「参加経験あり」は44%にとどまっているものの、「参加したい」は65%で環境美化活動に次いで参加意向の高い地域活動となっている。

【市内や地区内の清掃やリサイクル等の環境美化活動】

- 環境美化活動では、「参加経験あり」64%、「参加したい」73%で、どちらも最も高い地域活動となっている。

地域活動の活動経験・今後の参加意向



② 市民懇話会での施策提案

平成 19 年度に地区別の 13 会場で開催した「市民懇話会」において提案された、緑に関する取組みを以下に整理しました。

| 開催地区 | 水、緑に関する取組みの提案 |
|------|--|
| 菰田 | <p>◎五穀神公園の早期整備・改善</p> <p>◎飯塚駅西側での避難場所の確保</p> <p>身近な公園の機能改善や適切な維持管理（中田公園の街灯増設等）／熊添川を活用した散策道の整備／遠賀川の現存植生を活かした護岸整備／避難場所の機能強化（備蓄等）</p> |
| 飯塚東 | <p>◎身近な公園・子どもの遊び場の整備・改善（三緒浦ため池の活用、公園・神社・グラウンドの有効利用、公民館との一体的な再配置等）</p> <p>◎ため池の活用（排水施設の整備、レクリエーションの場としての整備）</p> <p>◎避難場所の新設</p> |
| 鯉田 | <p>◎未利用地を活用した広場・スポーツ施設の整備</p> <p>○遠賀川堤の法面の保全（菜の花、野鳥飛来場所）</p> <p>○見通しがきく公園等適切な植樹管理</p> <p>遊休農地の市民農園としての活用／市民公園を環境の森にする／道路の桜並木化（鯉田診療所～国道200号バイパス間）／遠賀川堤の自然保全エリアの設定／道路の脇、公園等の民間緑化の推進</p> |
| 幸袋 | <p>○公共施設等への案内板・標識等の整備</p> <p>○健康の森公園や笠城ダム等をPRする取組み</p> <p>○河川敷の整備</p> <p>健康の森公園の機能充実（遊具の設置等）／回遊できるような緑道の整備（川～公園～公共施設を結び等）／身近な公園等に季節を楽しめる植栽を整備（桜等）</p> |
| 二瀬 | <p>○活用されていない公園の有効活用（コミュニティガーデン、市民農園等）</p> <p>○九工大周辺の森林保全</p> <p>スポーツのできる公園の整備（野球、陸上競技、バスケット、サッカー等）／勝盛公園の景観保全／遠賀川等の河川整備（水遊びできる親水空間、自然環境や生態系に配慮）／自然環境の保全／ホテルの里づくりを河川全体に広げる取組み／田園風景の保全（相田八幡宮前、伊川等）／眺望を確保するための八木山展望台周辺の改善（伐採等）／ペットのマナー対策（条例等）</p> |
| 鎮西 | <p>◎良好な田園や農村集落の保全（八木山・建花寺・大日寺・明星寺等、八木山川・小谷川等ホテルの生息域の保全）</p> <p>◎緑豊かな自然を現状のまま保全（八木山・蓮台寺・建花寺地区一帯）</p> <p>◎水源地としての森林保全（条例や法規制）／八木山花木園を活用してのレクリエーション拠点（展望公園として整備）</p> <p>◎ホテルやメダカ等の生態系に配慮した河川整備や親水空間の確保（自然護岸化）</p> <p>地区の優れた自然資源、歴史遺産の保全（鎮西村のカツラ等）</p> |
| 飯塚 | <p>◎旌忠公園に駐車場を整備（他公園への花見客の分散化）</p> <p>○遠賀川河川敷に遊歩道整備や千本桜・紅葉等を植栽</p> <p>市道の適正な植栽管理（害虫が多い、徳前地区）／飯塚緑道の改良（利用増に向けて自転車道として活用する、誰もが安心して利用できるような植栽等の維持管理等）／まちなかの休憩施設としてポケットパークを整備／マンション等の建設に関しては空地や緑地を設けるよう指導</p> |
| 立岩 | <p>◎身近な公園の整備（立岩公園の早期開設、歴史資料館用地の有効利用等）</p> <p>◎既存公園の機能改善（旌忠公園の安全性・アクセス性、市民公園の競技施設、芳雄公園の遊具等）／公営住宅における子どもの遊び場の確保（立岩小学校前）</p> <p>遠賀川沿いの歩行者・自転車ネットワーク空間の整備（サイクリングロード、桜並木等）／新川の再生と水辺にふれあえるアプローチの確保／遠賀川河川敷の改善／中の島でのピオトープ空間の設置</p> |

| 開催地区 | 水、緑に関する取組みの提案 |
|------|---|
| 穂波東 | ○小学校に隣接した公園の整備 ○碓川の水害（浸水）対策（平恒小付近） 碓川堤防は定期的に清掃を実施 |
| 穂波西 | ◎久保白ダム周辺遊歩道等によるレクリエーション拠点としての整備 ○ダムでポート遊びができる等若者も楽しめる整備 ○山林を中心とした森林環境の保全 ○都市に潤いを与える田園地帯の保全（内住川周辺） ダム周辺の景観整備／椿地区にある運動公園の機能充実を図り活用性の向上に努める／龍王山キャンプ場等は市内の子ども達が活用できるような仕組みづくりや機能充実／内住川や久保白ダム周辺の雑草の刈り取り／河川の水辺空間を整備し子ども達が水に親しめる空間づくり |
| 筑穂 | ◎森林保全のルール化（産廃処分場の立地規制等） ○ため池を活用したレクリエーション空間の整備 良好な農地の保全／ホテル等生物生息地の維持・保全／内住峡での環境保全やレクリエーション機能の強化／サンビレッジ菫のレクリエーション機能の強化／文化財の保護（大分八幡宮、養源寺、大分廃寺塔跡等）／ホテルの生息環境を活用した観光拠点づくり／魚釣りや子どもが水遊びできる河川空間の維持・創出／河川敷を活かした遊歩道の整備 |
| 庄内 | ◎水生生物が生息できる、水に親しむことのできる庄内川の整備 ◎関の山周辺の整備（アクセス道、パラグライダー飛台等） ○生活に潤いを与える田園環境の保全（景観の視点も含め） ○公園の維持管理の充実 ○鳥羽公園の安全面・レクリエーション面での機能充実 既存の山林の保全／自然環境を守るための規制強化（風致地区指定等）／優良農地の保全や休耕田の有効活用（コスモス畑等）／三軒屋池の環境整備（カヌー遊び等）／計画段階にある公園の再検討（全体的に公園が多すぎる） |
| 顕田 | ◎農地の保全と活用（地産地消に向けた農地の維持・保全、体験学習の場としての田園の活用、水田の動植物の保護、営農環境の確保） ◎森林環境の保全（良好な自然環境の保全と自然とふれあえる場としての活用、工場立地等の開発規制、野鳥飛来地の保全） 中央公園の機能充実や周辺整備／神籠石周辺の修景整備 |

※ ◎は提案された施策の中で、特に重要または特に優先すべき施策
 ※ ○は提案された施策の中で、重要または優先すべき施策



▲グループ別の作業



▲作業結果の発表

2-2 上位・関連計画

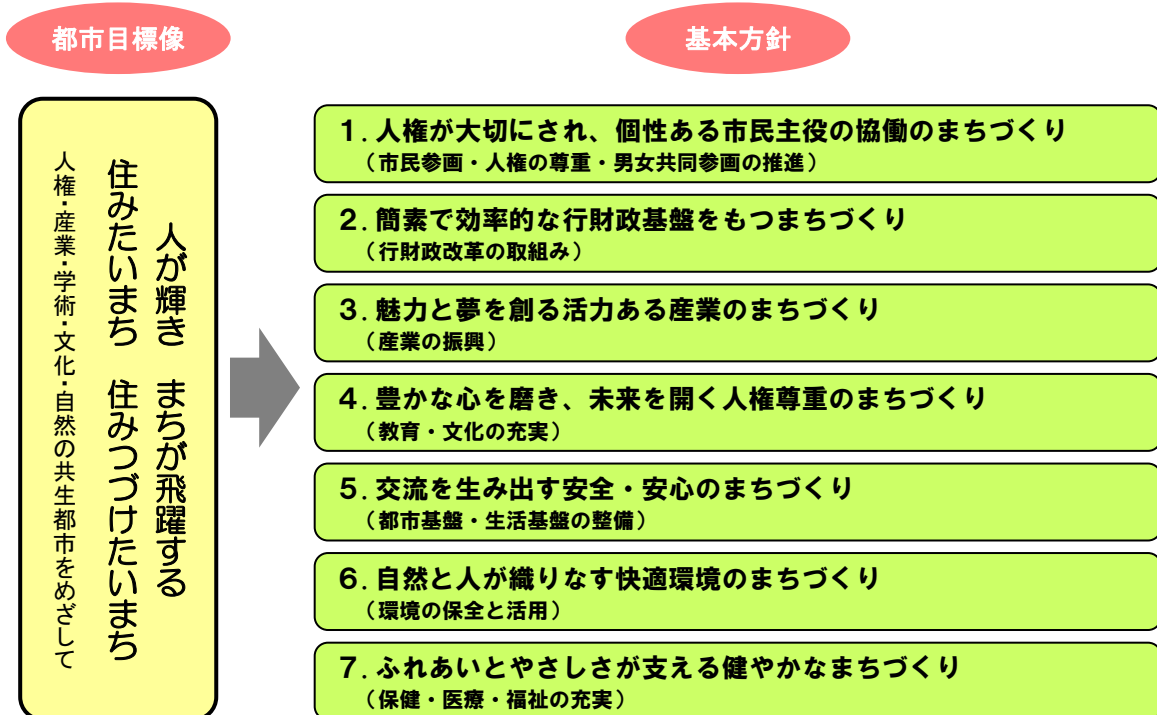
上位・関連計画における公園・緑地の基本的方向等を整理します。

(1) 上位計画

① 第1次飯塚市総合計画/平成19年9月策定(目標年次:平成28年度)

第1次飯塚市総合計画では、飯塚市のまちづくりの進むべき方向と目標を明らかにし、これを実現する施策を具体的に示しています。

[施策の大綱]



公園・緑地に関する内容は、「5.交流を生み出す安全・安心のまちづくり」において、以下の内容が掲げられています。

心安らく公園・緑地の整備

[施策の方針]

市の現況、将来の見通し並びに地域特性にあった公園・緑地の整備を行い、良好な住環境と一体となった憩いと安らぎの空間形成を図ります。

《施策を実現するための基本事業》

都市景観や歴史との調和を図った地域住民に愛される公園・緑地の整備

- ・都市計画マスタープラン、緑の基本計画に基づいて、公園や緑地の配置計画をたてるとともに、都市計画決定に基づく都市計画公園整備を検討します。
- ・市民が安全で安心して使える公園・緑地の整備に努め、災害時における避難所の確保や利用上の安全対策等の取組みを進めます。
- ・市民との協働や役割分担のもと、公園の維持管理・運営についても市民参画を進めます。
- ・「花いっぱい運動」の全市的な拡大を図ります。

| 目標達成指標 | 達成目標値 | |
|----------------------|----------------------|-----|
| | 現 状 | 目 標 |
| ●公園や子どもの遊び場に関する市民満足度 | — | ↗ |
| ●市民1人あたり都市公園面積 | 13.04 m ² | ↗ |
| ●花いっぱい運動活動団体数 | 約 130 団体(旧飯塚) | ↗ |

自然との調和と地域の特性を活かした緑地保全

- 遠賀川沿い等の水辺は、自然環境豊かな水辺空間、安らぎと魅力あふれる空間の形成を図ります。
- 貴重な自然環境である森林地域については、緑豊かな環境の保全を進めます。

| 目標達成指標 | 達成目標値 | |
|-----------|-------|-----|
| | 現 状 | 目 標 |
| ●水辺空間の満足度 | — | ↗ |

② 飯塚市国土利用計画/平成21年2月策定（目標年次：平成28年度）

飯塚市国土利用計画は、市土の利用に関する基本的事項を策定したものであり、市土の利用に関する全ての計画の指針となります。

[基本理念]

- ①暮らしやすさが確保された生活圏の形成
- ②環境にやさしく、美しく豊かな自然を次世代につなぐ都市の形成
- ③活力と連携を高め、地域の活性化を支える土地利用
- ④市土の有効利用と市民協働による土地利用の推進

緑地等に関わる主な土地利用の基本方向を、以下に抜粋します。

| | |
|-----------|--|
| 農用地 | <p>[優良農地の保全と基盤整備]</p> <ul style="list-style-type: none"> 農業の生産性の向上や農業経営の収益性を高めるため、優良農地の保全を図るとともに、ほ場やため池の整備を計画的に進め、生産基盤の整備を推進する。 <p>[環境・防災・交流機能としての保全・活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> 雨水流出抑制等の水源かん養機能、グリーンツーリズムをはじめとする観光・環境教育等農地の持つ多面的な機能を考慮して保全・活用を図る。 |
| 森林 | <p>[森林の公益的機能の強化]</p> <ul style="list-style-type: none"> 森林の持つ市土保全、水源かん養、土砂災害防止、保健・文化・教育的利用、生態系の保持及び自然環境や景観の保全等多様な公益的機能が発揮されるような森林づくりや維持管理体制の向上に努める。 <p>[里山の保全]</p> <ul style="list-style-type: none"> 里山は市民に身近な森林であるとともに、多様な動植物の生息空間であることから、里山の美しい景観を保全し、市民に親しまれる場として適切な維持管理に努める。 <p>[森林の交流空間としての活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> ウォークラリーイベント等自然とふれあえるレクリエーション、体験学習、環境教育及び観光等、森林の交流空間としての活用を図る。 |
| 水面・河川・水路 | <p>[親水空間の創出]</p> <ul style="list-style-type: none"> 河川等の水辺空間は、貴重な動植物の生息や市民の憩いの場であることから、生態系や安全性に配慮して、都市環境の向上につながるような親水性のあるレクリエーション環境を創出する。 <p>[ため池の維持・保全]</p> <ul style="list-style-type: none"> ため池は、農地のかんがい機能、防災機能をはじめ、豊かな自然環境及び美しい景観を形成する重要な要素であり、これらの公益的機能を維持するために、保全・改修等による適切な管理に努め、安全かつ潤いのある景観が保たれた空間の形成を図る。 |
| 公共公益施設用地等 | <p>[低未利用地の有効活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> 健康の森公園周辺の未整備地、大将陣公園隣接の観音山、旧大分小学校跡地、耕作放棄地及び炭鉱跡地等の低未利用地については、その実態の把握に努め、周辺の環境や都市機能との調和に配慮しながら、活用方策の検討や有効活用に向けた取組みを推進する。 <p>[文化財・史跡の保全と有効活用]</p> <ul style="list-style-type: none"> 市内各所に点在する文化財・史跡等については、文化財保護法等の関係法令の適切な運用により、シンボル性の強化を図るとともに、観光、学習、交流の場として活用する。また、個々の文化財・史跡のネットワーク化を図り、魅力の向上を促す。 <p>[協働による維持管理]</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共公益施設における維持管理については、市民と行政との協働による維持管理体制を構築し、地域住民がより利用しやすい公共公益施設のあり方について検討する。 |

(2) 関連計画

① 飯塚市都市計画マスタープラン/平成22年4月策定(目標年次:平成38年度)

飯塚市都市計画マスタープラン(市町村の都市計画に関する基本的な方針)は、都市計画を効果的・効率的に進めるため、長期的視点に立ち、都市の将来像を実現するための方針を総合的かつ一体的に定めたものです。

《都市目標像》

健やかな暮らしと活力に満ちたまち 飯塚

《将来都市構造》

飯塚市都市計画マスタープランでは、将来の都市の空間構成を、「ゾーン」、「拠点」、「連携軸」の3つの要素に区分して設定するとともに、拠点連携型の都市を目指しています。

また、「水・緑・歴史のまちづくりの方針」において、以下の方針が掲げられています。

| | |
|-----------------|--|
| 公園・緑地の充実 | <p>＜日常的に利用できる身近な公園の充実＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 飯塚市公共施設等のあり方に関する実施計画との整合を図り、都市公園、開発公園等同じ機能を有する空間の重複整備を避け、適切な配置・整備を進めます。 ■ 子育てや高齢者・障がい者の生活支援等の取組みと連携した利用を図り、誰もが利用しやすいコミュニティの場として、既存の公園・緑地の再整備や公園施設のバリアフリー化等を進めます。 <p>＜身近な緑の保全・創出＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 森林や河川等の自然植生、市街地における公園や街路樹等を含めて、都市に潤いを創出する計画的な緑地環境を保全するため、緑の基本計画を策定します。 ■ 市街地内の快適性を高めるため、中心拠点や地域拠点では、主要幹線道路や幹線道路における連続的な植樹の形成、オープンスペースの確保に努めます。 ■ 公園・緑道・河川敷においては、身近な緑にふれる場として利用しやすい整備・改善を進めます。 ■ 良好な都市環境を形成するため、住民・事業者の理解と協力を得ながら、敷地まわりの緑化を促進します。 |
| 環境にやさしいまちづくりの推進 | <p>＜優れた自然環境の保全＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 自然環境を保全すべき地域では、自然公園法・森林法に基づく適切な規制を図り、多様な生物の生息空間としての良好な環境を確保していきます。 ■ 市民や事業者との協働による緑化の推進や保全に向けて、自然環境に関わる情報公開を促進します。 <p>＜生態系ネットワークの形成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 生態系ネットワークの形成を図るため、河川浄化や森林美化活動の促進を図るとともに、山林・里山や河川・ため池における生物の生息環境の保全に努めます。 ■ 開発に伴う自然環境や生態系への影響に対する市民の理解と関心を高めるため、全市的な自然環境の実態に関する情報の把握や適切な環境アセスメントの実施を促進します。 |
| 歴史を活かしたまちづくりの推進 | <p>＜歴史資源と一体となった緑の保全＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 寺社林や鎮守の森等、歴史資源と一体となったまとまりのある緑は、風致地区の指定等による保全を検討します。 |
| 地区特性を活かした景観の形成 | <p>＜良好な自然景観の形成＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 都市と自然が共生するまちにふさわしい景観を保持するため、田園集落ゾーンや森林保全・活用ゾーンにおいて、農地、森林、水辺等、自然景観要素の保全を図ります。 ■ 遠賀川や穂波川をはじめとする都市と自然をつなぐ河川・河川敷は、動植物とのふれあいの場や市街地のオープンスペースとして、周辺の土地利用に応じた適切な河川景観の整備を促進します。 |

協働による取組みの促進

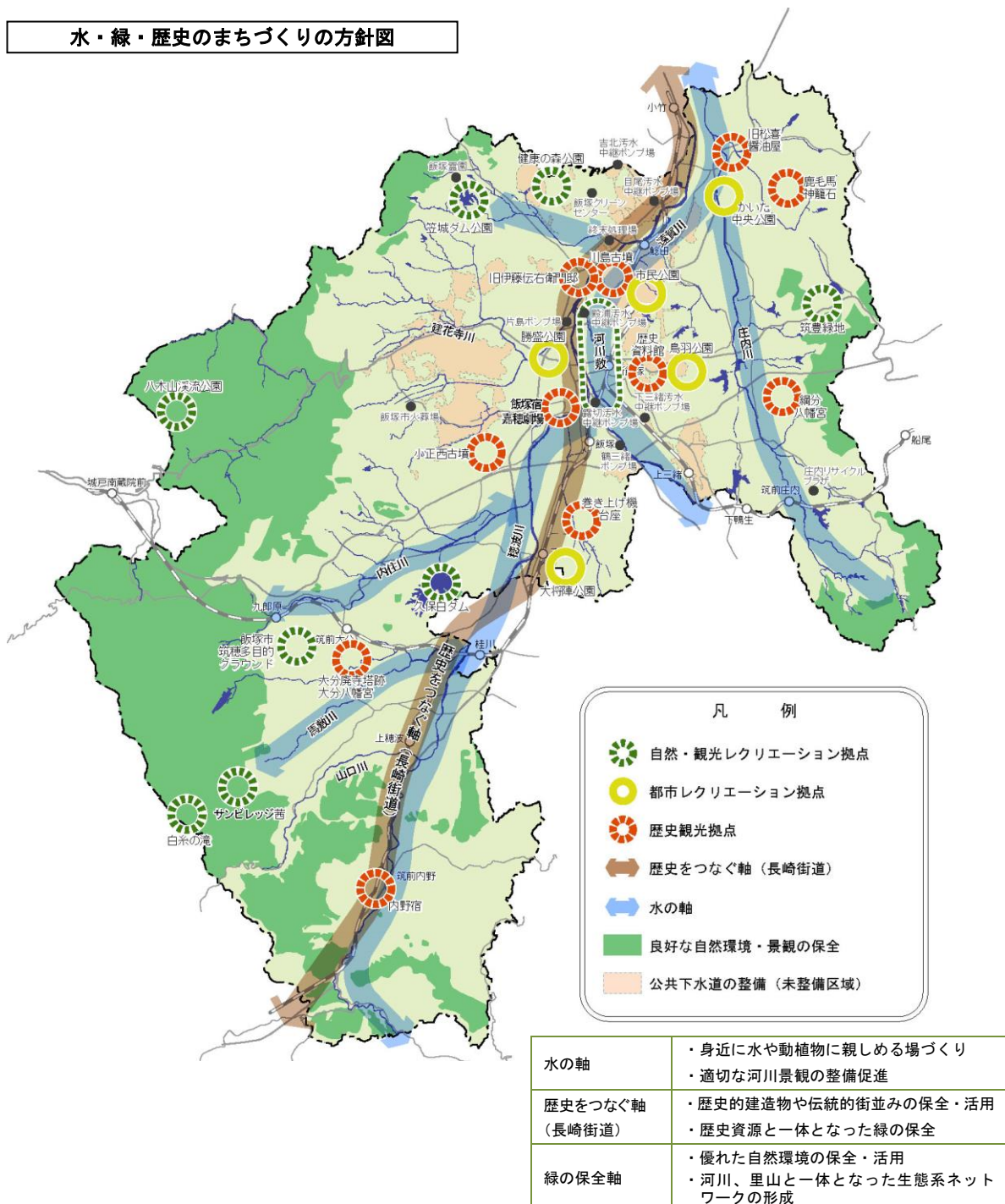
<地域資源の掘り起こしや啓発活動の促進>

- 身近な里山・樹林地、水辺及び歴史的な街並み等の適切な維持・保全を図るため、市民との協働により、地域に残る魅力ある自然資源、歴史資源の掘り起こしを進めます。また、文化や風土等、それぞれの地域特性にあった資源の保全・活用を検討します。
- 「こどもエコクラブ」等の環境教育の機会拡大を促進し、環境保全への意識が高まるような環境教育、自然体験の場を創出します。あわせて、小中学校における環境教育の充実、家庭向けの環境に関する催しや学習会等、環境教育・啓発を促進します。

<公園等の公共空間の維持管理>

- 公園や緑道等がより多く利用されるよう、手入れの行き届いた維持管理については、市民との協働により行う仕組みづくりを検討します。

水・緑・歴史のまちづくりの方針図



② 飯塚市環境基本計画/平成 20 年 3 月策定（目標年次：平成 23 年度）

環境基本計画は、飯塚市環境基本条例に基づき、飯塚市総合計画を環境面から総合的・計画的に推進し、飯塚市の環境の保全及び創造に関する施策の基本となるものです。

《計画の基本方針》

- 遠賀川に目を向けた環境づくりを目指します
- 市民、民間団体、事業者、学校、市がそれぞれの立場で主体的な環境づくりに取り組めるよう相互の協力体制の確立を目指します
- 実効ある計画の推進・点検システムの確立を目指します

《目指すべき環境像と基本目標》

目指すべき環境像：人＋自然＋やさしいまち＝いづか

基本目標：

- 1 空気・水・土及び資源・エネルギーの健全で効率的な循環を目指します。
- 2 豊かな自然と人との共生を目指します。
- 3 緑・水辺・風景・歴史を良好な形で将来に伝えていくことを目指します。
- 4 全ての主体が環境に配慮した行動を実践することを目指します。

《みんなで取り組む重点プロジェクト》

公園、緑地に関わる重点プロジェクトを以下に整理します。

| プロジェクト名 | アクション | 具体的な取組み行動（市の取組み） |
|----------------------|--------------|--|
| 親しみのある水辺の再生プロジェクト | 水源となる森林を守る運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・水源をかん養するための森づくりを進める。 ・地域の緑化を推進する。 ・森林の保全の施策を講じる。 |
| | 水辺とのふれあい運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・河川の整備にあたっては、自然景観・生態系への配慮、水辺の生物が生息できる空間の創出に努める。 ・市民が水辺に親しめるような施設を設置するように努力する。 |
| 地域で取り組む地球温暖化防止プロジェクト | 緑や花を守り増やそう運動 | <ul style="list-style-type: none"> ・公園整備・街路樹等の沿道緑化を推進する。 ・空地等の有効活用方法（花壇、市民農園、広場等）について検討する。 ・苗木、花苗等の配布による地域の緑化を促進する。 |

③飯塚市公共施設のあり方に関する第一次実施計画/平成21年2月策定

公共施設等のあり方に関する実施計画は、「飯塚市公共施設等のあり方に関する基本方針」に基づき、公共施設における適正配置や効率的な運営方策等における見直しの方針を定めたものです。以下に、公園等に関わる見直しの方針を抜粋します。

〔都市公園・児童遊園・開発遊園・その他の遊公園〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|--|---|----|
| 都市公園(60箇所) 児童遊園(57箇所) 開発遊園(100箇所) その他の遊公園(68箇所) | <ul style="list-style-type: none"> 都市公園を除き、地域に設置される児童遊園、開発遊園等については、適正配置や利用実態等を勘察し、地域の現状等も踏まえながら、地域にとって最も有効な利活用策（公園として存続、地域への無償貸与・貸付等）について検討を行い決定する。 地域の公園を存続させる場合は、行政と住民との役割分担を明確にした中で、地域住民等の理解・協力を得ながら、住民との協働による維持管理運営を行う。 | |

〔運動広場、グラウンド〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|---|--|--------------------|
| 市民公園運動広場 健康の森公園多目的広場 | <ul style="list-style-type: none"> 継続して設置する。 | 平成22年度から指定管理者制度を導入 |
| 飯塚市穎田グラウンド 飯塚市筑穂グラウンド 飯塚市筑穂多目的グラウンド 飯塚市庄内グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> 当分の間は継続して設置するが、地区体育振興会等により管理運営が行える体制が整った段階で廃止し、施設の機能を継続した中で無償貸与する。 | |
| 飯塚市庄内工場団地グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> 関係行政機関や関係団体等と協議を行いながら、他用途への変更について検討を行い決定。 | |

〔野球場〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|----------------------|--|--------------------|
| 飯塚市飯塚野球場 | <ul style="list-style-type: none"> 利用実態等を考慮し、スポーツ関係団体等による自主・自立的な管理運営が可能な時期に公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は野球場としての機能を継続した中で当該団体に無償貸与する。 | |
| 飯塚市穂波野球場 飯塚市筑穂野球場 | <ul style="list-style-type: none"> 現行どおり継続して設置する。 | 平成22年度から指定管理者制度を導入 |
| 飯塚市庄内野球場 飯塚市穎田野球場 | <ul style="list-style-type: none"> 地域におけるスポーツ振興の拠点施設として継続するが、地区体育振興会等による自主・自立的な管理運営が可能な時期に公の施設としては廃止し、大規模改修工事等の必要性が生じるまでの間は野球場としての機能を継続した中で当該団体に無償貸与する。 | |

〔陸上競技場〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|------------|---|----------------------|
| 市民公園陸上競技場 | <ul style="list-style-type: none"> • 現行どおり未公認の陸上競技場として存続させる。 | 平成 22 年度から指定管理者制度を導入 |
| 飯塚市穂波グラウンド | <ul style="list-style-type: none"> • 多目的運動広場に設置目的を変更。 | 平成 22 年度から指定管理者制度を導入 |

〔ゲートボール場〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|---------------------------|--|----|
| 健康の森公園ゲートボール場 飯塚市椿運動広場 | <ul style="list-style-type: none"> • 継続して設置する。 • 利用者が極端に少ない場合については、廃止又は用途の変更等を行う。 • 施設の維持管理については、現行どおり利用者や地域関係団体等で行う。 | |

〔スキー場・キャンプ場〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|----------|--|--------------|
| サンビレッジ茜 | <ul style="list-style-type: none"> • 人工スキー場は、指定管理者をはじめ地域住民等と協議を行い、指定管理期間満了後における施設の方向性を決定する。 • キャンプ場は、指定管理者制度を継続しながら存続する。 • 体育施設（茜ドーム）は、大規模改修工事等の必要性が生じるまでは存続する。 | |
| 関の山いこいの森 | <ul style="list-style-type: none"> • 利用実態及び立地場所等を総合的に勘案した中で廃止する。 | 平成 21 年度末で廃止 |

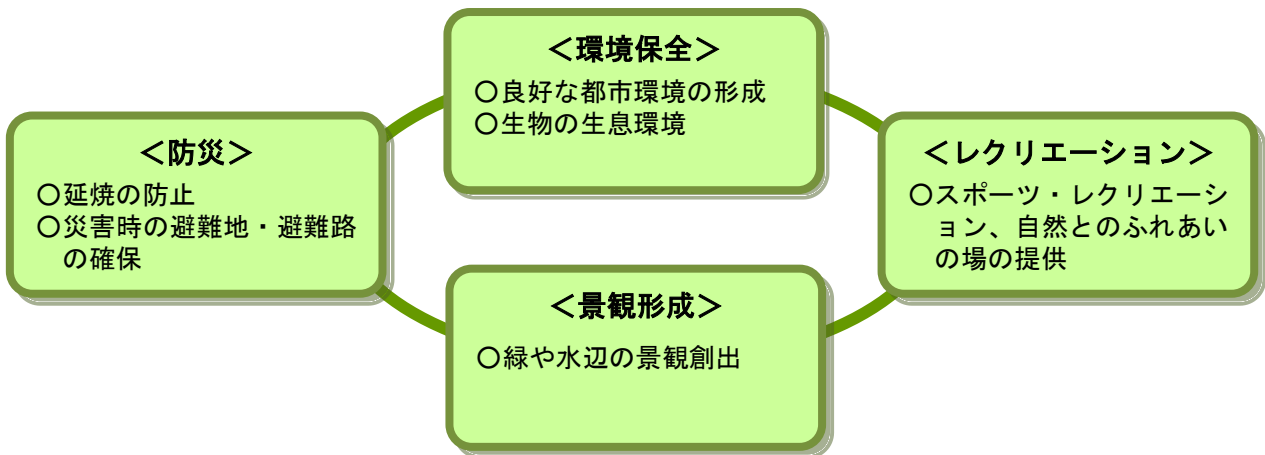
〔霊園〕

| 施設名 | 見直しの方針 | 備考 |
|------|---|----|
| 飯塚霊園 | <ul style="list-style-type: none"> • 現行どおり施設を継続する。 • 墓地建設の需要が増加していることを考慮しながら、新たな墓地用地の確保の必要性の検討を行う。 • 指定管理者制度の導入について検討する。 | |

2-3 緑の課題

緑は、四季の変化等による潤いのある都市景観の形成のみでなく、生物の生息環境の確保、防災性の向上、レクリエーションや自然とのふれあいの場の創出等、多様な役割を担っています。

ここでは、緑の持つ「環境保全」「レクリエーション」「防災」「景観形成」の4つの主要な役割ごとに、本市における緑の課題を整理します。



(1) 環境保全

【緑の役割】

緑は、生物の生息環境、生態系の基盤を形成し、生物多様性の保全等の機能を有するとともに、大気汚染や騒音・振動の緩和・改善に効果を発揮し、人と自然が共生する潤いのある都市環境の創出に重要な役割を担っています。

【課題】

① 緑の骨格となる緑地の保全と管理

- 本市の東に位置する関の山、西に位置する三郡山地等、本市が有する豊かな森林、市街地を取り囲むように広がる農地、遠賀川や穂波川をはじめとする水辺等の緑は、良好な都市環境を形成するとともに、地球温暖化防止等の役割を担っているため、これら、緑の骨格となる緑地を保全し、次世代に継承する必要があります。

② 多様な生物の生息環境の保全

- 遠賀川や穂波川等では、水辺空間の整備を積極的に進めてきました。また、建花寺川等では、ホテルを呼び戻す様々な活動が地域と協働で進められています。現在、生息する生態系の維持を図るためには、動植物の生息環境である樹林地や河川・ため池等を保全・保護していくことが必要です。

③ 里山や農地等の身近な緑地の保全と活用

- 市街地周辺に隣接する里山、樹林地、農地、ため池は、市街化の動向次第では失われていく可能性も高く、今後の整備と保全の方向を検討していく必要があります。こうした人里に近い緑地は、単なる保全という視点だけでなく、利活用しながら守るという視点も重要であり、里山においてはレクリエーションや自然学習の場として、また、農地においては土とふれあえる場として活用する等の取組みを進めていく必要があります。

(2) レクリエーション

【緑の役割】

緑は、私たちの心身ともに安らぎを与えてくれるものであり、スポーツや散策・森林浴・自然観察・環境学習等、健康づくりやレクリエーション、コミュニティ活動等のふれあい・憩いを提供する場として重要な役割を担っています。

【課題】

① 地域ニーズに応じた身近な公園の整備・改善

(都市公園の計画的整備)

- 徒歩圏内に居住する市民の日常的な利用を目的とした住区基幹公園のうち、街区公園・近隣公園の未整備箇所が計 13 箇所あります。今後、住区基幹公園が不足する地域で身近な公園としての役割を担っている児童遊園、開発遊園、その他の遊公園等も含めて配置バランスを検討し、未整備となっている都市公園の整備を計画的に進めていく必要があります。

(公園施設の改善)

- 樹木が大きくなり見通しが悪くなっている公園や遊具の老朽化した公園が多くあります。市民意識調査でも、公園広場の整備では、「今ある公園を整備する等有効利用すべき」という意向が半数以上ありました。バリアフリーへの対応等、子どもや高齢者、障がい者をはじめ多くの市民が安心して利用できる使い勝手のよい公園としての改善が必要です。

(利用促進に向けた機能の充実)

- 本市では、公園利用に対する市民意向として、バリアフリーや交通アクセス、休憩施設等が不十分等の理由で利用しづらいとの声も聞かれます。これらの既存資源をレクリエーションの場としても積極的に活用していくためにも、利用促進に向けた機能充実を図る必要があります。

② 自然とふれあう場としての水辺空間の創出や緑地の活用

(地域特性を活かした水辺空間の整備)

- 本市は、一級河川の遠賀川をはじめとする多くの河川やため池に恵まれています。歩いて楽しめる散策道や親水空間の整備等、身近な憩い・レクリエーションの場として利用することができるよう、地域の特性を生かした水辺空間を整備する必要があります。

③ 水、緑、歴史のネットワークづくり

- 本市は、緑とのふれあいを育む多様な公園や緑地とともに、多くの河川、旧伊藤伝右衛門邸、長崎街道内野宿等、地域性豊かな歴史文化資源に恵まれています。また、近年遠賀川では中の島が整備され、中心市街地に新たな憩いの場ができました。これらの水や緑をレクリエーションの場として十分活用し、多くの人々を魅了していくためには、公園や拠点となる緑と水辺を結ぶネットワークづくりが必要です。

(3) 防 災

【緑の役割】

緑は、土砂流出・崩壊・水害等の自然災害の抑制・緩和、火災の延焼防止等の機能を有しており、都市の防災性を向上させる役割を担っています。

また、規模が大きな公園は、災害発生等における広域的な避難地として、被災後の救援・救護の拠点となる貴重なオープンスペースになる等、広域的な都市の防災において重要な役割を担っています。

【課 題】

① 防災機能面に配慮した身近な公園の確保や緑地の保全

(身近なオープンスペースの確保)

- 災害時における避難場所としての役割を担っている公園や小中学校等のグラウンドが不足する地域では、避難地となる身近なオープンスペースの確保が必要です。

(防災面に配慮した森林・農地の保全)

- 近年の記録的な豪雨により、本市では土砂の流出や崩壊、浸水等、甚大な被害に見舞われました。土砂災害防止、河川氾濫時における市街地への浸水被害の低減のため、山並みや河川沿いの農地を保全していくことが必要です。

② 避難地までの適切な誘導

- 遠賀川や穂波川をはじめとした河川・広い幅員をもつ道路・緑道等は、災害時の緩衝帯としての役割を担っており、避難地までの適切な誘導案内が必要です。

(4) 景観形成**【緑の役割】**

緑は、都市や地域において美しい景観の基盤となります。人々の生活、自然、気候、風土と一体となって形成されてきた地域の景観は、大切な財産であり、ふるさとに対する誇りや愛着を感じさせる重要な要素の一つです。

また、都市部においては、街路樹や川の流れ、まちかど・沿道にある木々や花等が、人々の生活に潤いや安らぎ、季節の彩りを与えるとともに美しい都市景観の形成に寄与します。

【課 題】**① 緑の量の確保****(公共空間の緑化)**

- 水と緑が織りなす美しい景観を創出するためには、樹林地の保全を行うだけでなく、公園や公共施設における植樹、植栽等により、緑の量を拡大していく必要があります。

(民有地の緑化)

- 生垣等の連続した住宅地や緑地帯を設けた工業団地等をはじめ、住宅の庭や事業所の植栽も大切なまちの緑です。住宅地の緑化に関しては、一定の緑化が行われている新興住宅地も見受けられ、今後も緑を育てていくことが大切です。商業地や小規模な工業団地においては、緑化できるスペースが少ないこと等から、フラワーポット、建物の壁面、駐車場等を活用した緑化を推進し、緑の量を増やしていく必要があります。

(市民参加の緑づくり)

- 市民・事業者・行政の協働による緑の創出、維持管理していくためのルールや仕組みづくりが必要となります。

② 景観の質の向上**(多くの人々を魅了する緑の景観づくり)**

- 遠賀川中の島等では、飯塚市花いっぱい推進協議会による花壇管理が行われています。駅や商店街、公共公益施設周辺等の多くの人が集まる場所においては、景観の質を高める緑が必要です。また、幹線道路では街路樹の植樹や沿道花壇の植栽等、人々を温かく迎えるための空間づくりが求められます。

(景観の質を高める緑の創出)

- 緑は、四季折々に変化し、生活の豊かさや快適さをもたらすだけでなく、個性的で魅力ある景観を与えてくれます。住み続けたいような地域づくりを進める上でも、地域特性や公園の立地特性に応じて、特色ある樹種の植樹等により、緑の質を高めていくことも求められます。